

「玉名工業高校いじめ防止基本方針」

熊本県立玉名工業高等学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、県、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※¹にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※²を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 一定の人間関係とは、以下のような当該生徒間の何らかの人間関係を指す。

- ・ 同じ学校や学級又は部活動の生徒
- ・ 塾、スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団等

※2 物理的な影響とは、以下のようなものが想定される。

- ・ 身体的な影響等。
- ・ 金品をたかられたり、隠される。
- ・ その他、嫌なことを無理矢理させられたりすること。
- ・ けんかやふざけ合い。（生徒の被害性に着目し、判断する。）

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

(1) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事（情報集約担当者）、教育相談係、養護教諭
人権教育主任、学年主任、生徒会係、スクールカウンセラー

(2) 組織の役割

- ア 未然防止への取組（別紙1に定める）
- イ 早期発見・事案対処（別紙1に定める）
- ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

4 年間計画

別紙1に定める。

5 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

校内における「早期発見・事案対処マニュアル」や校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質向上に努める。

(1) いじめの防止

ア 人権教育

- 1年：LHR「なかまづくり」、「アンガーマネージメント」
- 2年：LHR「身近な差別問題について」
- 3年：LHR「言わない・書かない・提出しない取組について」（社会性の育成）

イ 体験活動

- ・各種地域ボランティア活動への参加や地域清掃活動への参加

ウ 情報モラル教育（携帯電話等の使用、プライバシー保護について）

- ・外部専門家による講話
- ・玉名警察署の方から講話

エ 生徒の活動

- ・全校集会、文化祭等で生徒へ「いじめの問題」について伝える場を設ける
- ・生徒主体による「手帳を活用したポジティブなことばかけ」

オ 「心のきずなを深める月間」

- ・各学年人権教育LHRで対応
- ・心のきずなを深める標語作成（全校生徒）

カ 「命を大切にする」心を育む指導

- ・命の教育（がん教育を含む）講話
- ・お互いを大切にして、よりよい人間関係を築くための講話（DV未然防止）
- ・自己と生まれ来る命を大切にする講話

キ 授業改善に関わる取組等

- ・くまもと教育の日に伴う公開授業
- ・各教科の研究授業

ク 人間関係対応教育

- ・アサーション教育の実施

ケ ストレス対処教育

- ・スクールカウンセラーの指導によるストレス対処法教育

（「令和2・3年度 SOSの出し方に関する教育」の研究指定校）

(2) いじめの早期発見

ア アンケート調査

- ・「いじめ」に関するアンケート（年2回）
- ・「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」(年1回)

イ 教育相談

- ・「いじめに関するアンケート」、「心のアンケート」の結果を踏まえ、必要に応じてスクールカウンセラーにつなぎ、課題解決に努める。

ウ 個別面談

- ・新入生対象出身中学からの聞き取り調査
- ・短縮授業で時間を確保し、担任・副担任が生徒と面談する
- ・スクールカウンセラー面談の実施（生徒、保護者、職員）
- ・家庭訪問で「いじめ」の把握に努める（生徒、保護者、教師の三者面談）

エ 相談窓口の周知

- ・PTA総会での教育相談部の紹介
- ・教育相談部より「たより」の発行
- ・全校集会等での講話

オ 校内研修

- ・危機管理研修
- ・生徒理解研修
- ・職員研修（体罰防止、ハラスメント防止、いじめの未然防止及び対応）

カ チェックリストの作成

- ・授業担当者からの「気づきメモ」集約（様子がおかしい生徒の把握）
- ・登校前のForms入力や毎日の健康観察をとおして担任からの情報集約

キ 情報モラル教育

- ・ネットパトロール
- ・フィルタリングの促進（PTA総会）

ク 保健室来室状況

- ・問診、視診、触診による実態把握

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがある情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、別紙2「いじめ問題への対応マニュアル」に従い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消としない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされていること。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・その期間は、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等（本人、保護者）により確認する。

6 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合は、調査組織を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(1) 重大事態の判断

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、別紙3「いじめ防止対策推進法に基づく重大事態対応マニュアル」により、熊本県教育委員会に報告すると共に、調査組織（いじめ対策委員会）を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。その際、内容の公平性・客観性・合理性を確保することに留意する。

別紙1 (年間計画：取組・検証・評価・会議・研修等)

月	職員会議・研修等	未然防止の取組	早期発見の取組
4月	○年間指導計画立案(各部会・教科会) ○職員研修 ※1 ○生徒理解研修(教育相談部) ○PTA総会における保護者向け啓発活動 ※2	○校長、生徒指導部長講話 ○スクールサインの周知及びテスト送信(全学年)	○保護者の気づきアンケートの実施(新入生) ○面談週間 ○教育相談
5月			○教育相談 ○家庭訪問
6月		○心のきずなを深める月間取組(生徒会活動) ○人権教育LHR(2年)	○教育相談 ○携帯電話・スマホに関するアンケートの実施 ※3 ○いじめに関するアンケート実施・報告 ※4
7月	○いじめ問題対策委員会(スクールカウンセラー参加) ○特別支援教育委員会(教育相談部)	○人権教育LHR(1・3年) ○校長、生徒指導部長講話	○教育相談 ○家庭訪問・三者面談
8月	○生徒理解研修(教育相談部)	○玉名警察署の方から講話 ○第1回PTA登校指導(総務部・生徒指導部)	○教育相談 ○家庭訪問・三者面談
9月		○校長、生徒指導部長講話 ○人権教育LHR(1・2年) ○第2回PTA登校指導(総務部・生徒指導部)	○教育相談 ○面談週間
10月		○教育相談・個別面接 ○人権教育LHR(1・2年) ○授業改善に関わる取組 ※5 ○命の教育(がん教育を含む)講演会(1年)	○教育相談
11月		○人権教育LHR(3年) ○DV未然防止教育(2年) ○性教育講演会(3年)	○教育相談 ○熊本県心のアンケート調査実施・報告
12月	○いじめ問題対策委員会(スクールカウンセラー参加) ○特別支援教育委員会(教育相談部)	○校長、生徒指導部長講話 ○薬物乱用防止講演会(3年)	○教育相談
1月		○校長、生徒指導部長講話	○教育相談
2月		○人権教育LHR(1・2年)	○教育相談 ○いじめに関するアンケート実施・報告 ※4
3月	○いじめ問題対策委員会(スクールカウンセラー参加) ○特別支援教育委員会(教育相談部)	○校長、生徒指導部長講話	○教育相談 ○中学校訪問による情報収集

※1 学期始めに必ずいじめ基本防止方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全職員で共通理解を図る。

※2 学校の指導方針を説明し、フィルタリングの促進。

※3 携帯電話・スマートフォンの使い方に関するアンケート。

※4 いじめの実態を把握するためのもの。2学期は熊本県心のアンケート実施に替える。

※5 くまもと教育の日に伴う公開授業。

いじめ問題への対応マニュアル

熊本県立玉名工業高等学校

1 いじめ問題の発見、連絡、通報等

- ・ いじめられている本人からの訴え
 - ・ 他の生徒や保護者からの報告、連絡
 - ・ 教師の発見、気づき
 - ・ 地域の人からの報告、通報
 - ・ いじめについてのアンケート年3回（7月・11月・2月）実施
- ・ 通報窓口
（生徒指導主事：成瀬和寿）
TEL：0968-73-2215

2 初期対応（発見者・担任・学年主任等）

- ・ 生徒の主張を第一に尊重し、受け止め、迅速に対応する。
- ・ いじめた側の生徒の考え、行為を正確に把握する。
- ・ 事実と周辺情報を区別する。
- ・ 報告：発見又は連絡を受けた者は、すみやかに管理職に報告する。（教頭→校長）
- ・ 情報源を明かさない。
- ・ 具体的な事実、情報を収集し正確に把握する。

3 いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談係、養護教諭、人権教育主任、当該学年主任、当該科主任、学級担任
 ※外部関係機関協力者（スクールカウンセラー）

- ・ 事実、情報の正確な把握と確認に努める。
- ・ 情報収集を行い現状認識のうえ情報の共有化を図る。
- ・ いじめの背景にあるものの本質を理解する。
- ・ 対応レベルを検討し、具体策を対策部会（各委員会）に指示する。
- ・ 必要に応じて、拡大委員会（専門機関員・医療機関員）を招集し、助言を得る。

学年会

生徒指導部

4 いじめの認知

- ・ 法第22条「学校いじめ対策組織」を活用して認知を行う。

校長・教頭

- ・ 体制の確立
- ・ 保護者、地域等への対応

5 緊急職員会議（全職員）

- （1）情報交換を行い、対応を報告、協議する。
- （2）指導方針の共通理解と支援体制
- （3）共通理解を図り、全職員統一した指導に努める。

警察関係機関

- ・ 早めの相談と連携

6 具体的な対応

※担任だけで処理せず、学校全体で組織的に対応する。（役割分担）
 ※教育相談係、人権教育主任は状況に応じて対応する。

いじめられている生徒への支援

- ・ 学級担任
- ・ 当該科主任
- ・ 養護教諭
- ・ SC
- ・ 部活動顧問 など

いじている生徒への指導

- ・ 生徒指導主事
- ・ 学級副担任
- ・ 部活動顧問
- ・ SC など

観衆・傍聴者等全校生徒への指導

- ・ 学年主任
- ・ 科主任
- ・ 生徒指導主事 など

保護者への対応

- ・ 学級担任
- ・ 当該科主任
- ・ 養護教諭
- ・ SC
- ・ 部活動顧問 など

地域への対応

- ・ 教頭
- ・ 生徒指導主事 など

7 報告

- ・ 報告書を作成し、教育委員会へ報告する。
- ・ 対応を振り返り、見えてくる問題点や対策の再検討等を行う。

8 いじめの解消

- ・ 被害生徒及びその保護者との面談や教育相談による確認
- ・ 関係生徒への聴取及び行動観察
- ・ 認知後のいじめアンケート等の回答状況

9 指導の継続

- ・ 事態が改善されない場合は、再度検討し、改善策を練る。
- ・ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒についても日常的に観察する。

いじめ防止対策推進法に基づく重大事態対応マニュアル

熊本県立玉名工業高等学校

1 いじめ問題の発見、連絡、通報等

- ・いじめられている本人からの訴え
- ・他の生徒や保護者からの報告、連絡
- ・教師の発見、気づき
- ・地域の人からの報告、通報
- ・いじめについてのアンケート年2回（7月・12月）実施

2 初期対応（発見者・担任・学年主任等）

- ・生徒の主張を第一に尊重し、受け止め、迅速に対応する。・情報源を明かさない。
- ・いじめた側の生徒の考え、行為を正確に把握する。・具体的な事実、情報を収集し正確に把握する。
- ・事実と周辺情報を区別する。
- ・報告：発見又は連絡を受けた者は、すみやかに管理職に報告する。（教頭 → 校長）

重大事態と判断（校長）

報告 ↓ 派遣要請

教育委員会

協議 ↑ ↓

教育委員会

学校は、知事に対し、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨の報告を行う。（法30条第1項）

報告 ↓
知事部局

学校

報告
相談

派遣
指導主事
専門家

3 対応組織による調査（法28条1項）

基本調査 対応組織

学校 いじめ防止対策調査委員会
外部 教育委員会派遣の専門家
教委 県教育委員会の指導主事

法22条のいじめ防止対策組織（いじめ問題対策委員会）を母体として、教育委員会から派遣された外部専門家などを加えたメンバーで対応組織を構成し、教育委員会と協力して調査を行う。

保護者等

・情報を適切に提供
・調査結果の報告

4 付属機関による再調査

県知事は、当該報告に係る重大事態への対処、または重大事態と同種の事故発生防止のため、必要と判断したときは、付属機関（第三者委員会で構成）による再調査を実施する。（法30条2項、31条2項）

第三者委員会

付属機関を設けて調査を行うなどの方法により、第28条1項の規定による調査結果について調査を行う。

派遣 専門家

詳細調査 学校調査委員会

学校 いじめ防止対策調査委員会を母体とした教職員
外部 弁護士・精神科医・学識経験者
心理・福祉の専門家
教委 県教育委員会の指導主事
※委員の半数以上は外部委員とする。

調査結果の報告

調査結果の報告

保護者等
教育委員会
議会

5 再調査の結果を踏まえた措置（法30条5項、31条3項）

第30条5項 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査結果を踏まえ自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。